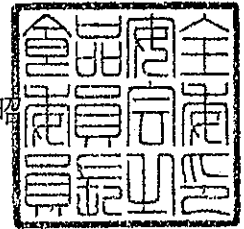




府食第332号
平成15年11月21日

厚生労働大臣
坂口 力 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

厚生労働省発食安第1114003号（平成15年11月14日付け）で貴省から当委員会に対し照会された事項について下記のとおり回答します。

記

標記により照会されたと畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第8条第1項において「厚生労働省令で定める疾病の有無について」を削除することについては、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）第6条の規定による改正後のと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第6項において、獣畜のとさつ又は解体の検査の範囲について「家畜伝染病及び届出伝染病以外の疾病であって厚生労働省令で定めるもの」等の規定が設けられたことに伴う形式的な改正であることから、同令の改正については食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。